参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会 一般質疑 会議録抄

○鬼木誠 立憲民主・社民の鬼木誠でございます。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、昨年の三月、東日本大震災の被災県、被災自治体を訪問をして、今なお努力が続く復旧復興の現場を拝見をさせていただく、そして、その現場最前線で働く職員の皆さん、多くの皆さんの率直な気持ち、思いというものをお伺いをしてまいりました。

また、今年の一月には、当審査会、調査会所属でございます岸真紀子理事とともに、福島、とりわけ被災自治体を視察をさせていただきながら復旧復興の最前線を拝見をさせていただく、そして、帰還等の状況等を拝見をさせていただきながら、ここでもまた現地の皆さんと多くの意見交換をさせていただいたところでございます。

とりわけ強く印象に残っているのは、現地の皆さんから、とりわけ自治体職員 の皆さんなんですけれども、から、十年を節目として、被災地以外の方々の大震 災の記憶が薄れている、そのように感じることが多々ある、さらには被災地の現 状に対する受け止め方に変化を感じる、そのようなことを多くの方がおっしゃっていたという点でございます。

現地の皆さんが被災地以外の方とお話をすると、口に出してあからさまに言われることはないけれども、まだやっているのか、あるいはまだそんなことを言っているのかと、そういう態度を言葉尻から、あるいは対応から感じてしまう、そのようにおっしゃってあった。災害の記憶の風化、そして被災地の視線の変化を、現地で努力をされている方は如実に感じていらっしゃる。

確かに、十年に及ぶ復旧復興のたゆまぬ努力の中で確実に進んでいる、前に進んでいるというふうには思います。ただ、これも確実に復旧復興は終わっていない、完遂をしていない、その意味で、あの災害はまだ途上にある、途中なんだという認識を共有する必要があるのではないかと。そして、その現実と日々向き合っている多くの皆さんが、先ほど言ったように、災害の記憶の風化を感じる、あるいは意識のずれを感じる、そう指摘をされたことについて、私たちは重く受け止める必要があるのではないかというふうに感じています。

とりわけ福島においては、当初の予定から大きく遅れて復旧すらまだまだ道 半ば、将来の展望を描き切れない、そうおっしゃる方がたくさんいらっしゃいま した。帰還ができるようになったとはいえ、事故前の町とは変わり果てている、 戻ることにちゅうちょをする。人や車が通るところは除染が終わっているけれ ども、除染されていない森林から放射性物質が流れてくる、そのことが怖いと。 あるいは、帰還を進めるとして、元のにぎわいを取り戻すためには、どこから何 を手を着ければいいのか分からない、そのような声がたくさん聞かれました。ま さに、深刻な課題がまだまだ山積をしている状況、国の政策がふるさとを奪う、 そして人々の人生を大きく変えてしまう、そのことを改めて再認識、再確認をし てまいりました。

本日、山中委員長、初めてのこの調査会への御出席だというふうに思います。 委員長になられてからも被災地を訪問され、今日の現状については様々思いを お持ちのことというふうに思いますので、まずは第一原発事故、その影響、そし て教訓など、委員長御自身はどう捉えていらっしゃるのか、そこをお尋ねをした いと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 私自身、昨年、福島第一原子力発電所事故調査、分析のために福島を五回訪れております。私自身が直接原子炉建屋、一号機から四号機の建屋の中に入り、事故分析を直接行ってまいりました。様々な事故の状況をきちっと私の目で確認することができたと思います。また、今後も、私、このような立場になりましたけれども、必ず事故調査、分析には参加し、福島を訪れたいというふうに考えております。

その上で申し上げます。国会事故調査委員会は、事故の根源的な原因として、 規制当局が専門性において事業者に劣後していたことから原子力安全について の監視、監督機能が崩壊していた、規制のとりこを挙げているものと承知してお ります。このような反省を踏まえまして、原子力規制委員会は、原子力利用の安 全の確保に関する事務を推進当局から独立した規制当局として一元的に担うべ く設置をされました。

原子力規制委員会が発足した際の初心を忘れることなく、専門的な知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使し厳正な規制を行うことが原子力規制委員会の役割であると考えております。

また、私、委員長としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の最も大きな 教訓、反省の一つは、規制の継続的な改善が欠けていたことだと認識しておりま す。原子力規制委員会として、規制の継続的な改善を進めてまいりたいと考えて います。

○鬼木誠 ありがとうございました。

問い二で規制委員会の役割、任務についてお尋ねをしたいというふうに思っておりましたが、今ほど多くの部分触れられたところでございますので、改めまして、今御回答いただいた中身について少しお尋ねをしたいというふうに思い

ます。

今日も御回答の中で、あるいは活動状況の報告の中で発信ございましたように、この間、委員長は就任の会見においても、二度とあのような原子力事故を起こさないために、国民の安全を最優先に活動を続ける、福島を決して忘れないという強い気持ちを持って独立性、透明性を堅持をして厳正な原子力規制をしていくと、国内外から更に信頼される規制機関となるよう努力をしていくなど述べられており、高い倫理観、そして責任感を持って職責に当たっているというふうに捉えているところでございます。

ただ、だからこそ、私は今回の規制委員会の議論の在り方について大きな違和 感を持っている、さらには疑問、疑念を抱いているということを率直にお伝えを しておきたいというふうに思います。

二月の十三日の規制委員会臨時会合において、原発の運転期間について、現行の原則四十年、延長して最長六十年というルールを外してしまう原子炉規制等、原子炉等規制法改正の方針が決定をされた。その際、石渡委員が反対をされましたが、最終的には多数決で決定をされた。報道機関では異例の事態だというふうな報道のされ方がされていました。石渡委員は特に、規制委員会が新規制基準の適合性審査を行っている期間を運転期間から除外する点について、経年劣化は進むと、これを変えれば規制が緩められる、そのようにおっしゃって異議を唱えられたというふうに報じられています。

高経年化による劣化のおそれは以前から指摘をされている。そして、高経年化の評価はそもそも十分にできないんではないかというような指摘もある。最後まで反対をされた石渡委員の意見を押し切って多数決で決めてしまった。なぜ議論を尽くさなかったのか、なぜ拙速に多数決という手段を取ってしまったのかという批判がある。

この点について、委員長についての、委員長としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 お答えいたします。

原子力規制委員会では、高経年化した発電用原子炉の新たな安全規制について、四か月以上の期間を掛けて九回にわたり五人の委員で議論を行ってまいりました。

本年二月八日の規制委員会で、新たな制度を取りまとめるに当たって一部の委員が反対意見を表明いたしました。その結果、議論を行った結果としてその場での採決はいたしませんでした。その上で、二月十三日の規制委員会で、再度新たな制度や条文案について議論をいたしましたが、新たな安全規制の科学的、技術的な論点ではなく、運転期間の定めについて規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないとした令和二年の見解について根本的な考え方の相違があること

が分かりました。このため、私としては、合議制の下、多数決により今回の新制 度案を決定することといたしました。

また、一部の委員から技術的詳細についてもっと議論をしたかったという意見もございましたが、そうした技術的な詳細については、法律ではなく規則やガイド等に委ねているのが一般的であり、そのため、十五日の規制委員会において新たに検討チームを立ち上げ、委員会、委員の皆様の参加の下、公開の場で引き続き丁寧に議論を続けていきたいと考えております。

○鬼木誠 規制委員会が運転期間について意見を述べるべきではないという決定について、これは後ほど触れさせていただきたいと思いますが、まずは今回の決定の在り方について国民の皆さんが納得をしているのかどうかという点について御指摘をさせていただきたいというふうに思います。

規制委員会の任務と役割に照らせば、私はやはり、科学的見地から議論を尽くした上で、多数決ではなくて委員の総意により決定をすべきだった、全員一致で決めていくべきだったというふうに今でも思っていますし、そのことが、国民が納得できる、あるいは信頼する規制であり続けることにつながるというふうに考えています。

今回の見直しに関するパブリックコメント二千十六件、その多くが反対であったというようなことも聞いています。国民の皆さんはやっぱり危機感を持っているんです、大丈夫かというふうに思っている。

委員長はこの間、委員会として情報発信と対話が重要だというふうにおっしゃってきました。しかし、今回それが十分だったかというと、必ずしも十分ではなかった。国民の皆さんの不安はその情報発信が不十分だったことにも一つ起因をしているんではないかというふうにも思っています。そして、その国民の皆さんの不安は、まさに規制そのものに対する信頼を損ねることになりかねない。その懸念について委員長はどのようにお努め、あっ、お受け止めになっているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 お答えいたします。

多数決そのものは原子力規制委員会設置法に定められた決定方式であります。 私としては、公開の場で透明性を確保した上で、各委員がその専門的な立場から、 反対意見を含めて、独立し意思表明を行うことが原子力規制委員会の独立性や 信頼性の観点から重要であると考えております。

今回、二月十三日に行いました決定におきましてお一人の委員が反対であったということは極めて残念ではございますけれども、皆さん率直な意見を公開の場で述べ、様々な意見が出ましたことは私ども原子力規制委員会の独立性をまさしく示すものであり、それぞれの委員が独立して科学的、技術的な意見を述べる、またその様子を皆様に見ていただくということがまさしく透明性の確保

であると考えております。

その上で、今回、新たに二月十五日に立ち上げることになりました検討チームにおいて、委員皆様に参加をいただき、公開の場で引き続き丁寧に議論を続けていきたいというふうに思っておりますし、高経年化に関します技術情報の分かりやすい発信、国民の皆様方に、高経年化した原子力発電所の劣化あるいはその劣化の評価、安全規制における審査の基準等について、これも分かりやすく議論を進め、説明をしてまいりたいと考えております。

○鬼木誠 それぞれの委員の皆さんが自由闊達に意見を述べる、これはあるべき姿だというふうに思っています。そして、多数決についても、定められたルールの範疇だということについても理解をする。ただ、これまで多数決という決定方法は取られていなかった。全会一致で進められてきたはずなんです。だからこそ、マスコミをもってしても違和感がある決め方だと、拙速ではないかという批判が出てきている、そのことは是非お受け止めをいただきたいというふうに思います。

なぜ結論を急がなければならなかったのか。石渡委員以外の委員の皆さんも、例えば杉山委員については、外から定められた締切りを守らないといけないとせかされて議論をしてきた、あるいは、伴委員からは、制度論が先行して、六十年超えをどうするかの議論が後回しになっていることに違和感がある、そのようなことが述べられたというふうに報じられているところでございます。

こうした日程感あるいは拙速さは、政府の基本方針に関わる閣議決定の前に 規制委員会が原子炉等規制法の改正を了承することで政府方針に言わばお墨付 きを与える、そのことが必要だったからではないかというふうに思えてならな いんです。委員会の独立性は担保されているというふうにおっしゃいましたけ ども、本当に委員会の独立性が担保されているんだろうか、その疑念を抱かざる を得ないというふうに思っています。

世界的に見ても、最長のもので五十二年程度の運転期間と言われている。国内においても、近々に四十年、六十年のルールを超すというものは見当たらない。だとしたら、そこまで議論を急ぐ必要はなかったんではないか。急がなければならない理由があるとすれば、申し上げましたように、政府の原発の高経年化、そして新しい原発の建設、開発を盛り込んだ基本方針の閣議決定前に委員会としても結論を出すことが迫られていた、そのことが既定路線となっていたのではないか。規制委員会は、事務方の原子力規制庁から結論を出す期限を示されていた、あるいは強く求められていたんではないか、そのように思うわけですけども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 お答えいたします。

運転期間に関する利用政策の判断がどうあれ、原子力規制委員会としては、高

経年化した発電用原子炉の安全規制を継続して行うことができるよう、今国会に法案を提出することを目標として昨年十月から議論を進めてまいりました。

その上で、原子力規制委員会では、高経年化した発電用原子炉の新たな安全規制について、九回にわたり五人の委員で議論を行ってまいりました。公開の場で議論を行う中で、科学的、技術的な観点のみならず、それぞれの委員から反対を含む様々な意見をいただき、議論を行った結果として規制委員会として決定をさせていただきました。

今後とも、新たに立ち上げました検討チームにおいて、具体的な制度の運用や 技術的な詳細な検討につきまして、委員皆様が参加の下、公開の場で国民の皆様 にも分かりやすい丁寧な議論を進めてまいりたいと考えております。

○鬼木誠 四か月、九回に及ぶ議論、その結論がそれぞれの委員の皆さんが違和 感を感じるような出し方になっていた。この事実はやっぱり消えないと思うん です。

拙速、急がされた、やっぱり違和感があるというふうに委員の皆さんがそれぞれお感じになりながらも、その二月の十三日にはやっぱり多数決という方法を取って結論を出さざるを得なかった。議論を急がされたというようなことについて、繰り返し私はその疑念をお伝えをしておきたいというふうに思っています。

経済産業省から独立した機関であらなければならない、独立性、透明性を担保 しなければならない、これは先ほど来、委員長が繰り返しおっしゃってあること でございます。

しかし、今般、規制委員会の事務方である規制庁と経産省が事前に情報交換を してきたということについても判明をしています。委員長はこれに関して、担当 者間の頭の体操であって、特段の問題は感じていませんというふうに記者会見 でおっしゃったというふうに言われています。

ただ、今回のような大きな改正が、私からすると拙速に行われた、その前段に情報交換がなされていた、規制側と推進側が様々意見交換をしていたということに対して、そのこと自体に不信感を持つ方は絶対にいるはずですし、少なくないというふうに私は思うんです。

私は、やはり、政府の日程に合わせて、政府の都合で委員会としての結論を得ることの要請がなされたのではないかと、その疑念、重ねてお尋ねをしたいというふうに思いますし、規制の独立性、規制委員会の独立性が脅かされる事態が生じているのではないかということを懸念をいたしております。いま一度、その点について、規制委員長の方から御見解をお伺いをしたいと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 御指摘の事前の情報交換につきまして、 規制庁が資源エネルギー庁の検討状況の伝達を受けたものに過ぎず、原子力に 関する安全規制の内容について双方調整を行っていたものではないと認識して おります。

原子力規制委員会としては、公開の委員会の場で、五人の委員が科学的、技術的な見地から議論の上、独立して意思決定を行うことといたしておりまして、今回の新しい制度につきましても、議論の上で独立性に問題があったと考えてはおりません。

加えまして、原子力規制委員会が透明性を確保することは、意思決定の上での独立性を示す意味でも極めて重要であると考えております。そのため、今回、新たに原子力推進部局との面談につきましては、関わる透明性確保のためのルールを設けたところでございます。

○鬼木誠 今のお答えを聞いても、やっぱり、私は、先ほど来お話をしております、議論をせかされた、そして、そのせかされたがゆえに拙速な結論を出さざるを得ない、そういう決定の在り方になってしまった、そういう思いが変わらない、違和感が払拭できないというところでございます。

東京電力福島第一原発の事故を受けて、原子炉の安全性を確保するための重要な規定として、運転期間のルールが原子炉等規制法の中に定められた。原子炉は運転停止中でも劣化をする、経年劣化が進むことは、山中委員長もお認めになっているところでございます。

物質の脆化の程度を正確に把握をするということは極めて難しいというふうに素人の私は思うんですね。そう簡単に大丈夫だというふうに判定できるものではないんではないかというふうにも思うんです。科学的ではないというふうに言われるかもしれませんけれども、もろくなったものはいきなり崩れることだってあり得る、いつ崩れるか、いつ機能不全を来すかは正確には分からない、多くの国民が恐らく原子力発電所についてそういう思いを持っている、だからこそ不安がある、だからこそしっかり規制をしてほしいというふうに思っている。その原子炉の危険性の検知あるいは安全性の判断について、現在の科学的知見や技術では限界があるのではないかというふうに考えている人たちが納得をしてもらう、安心してもらうような回答あるいは一連の経過になっていたかどうかということについては、是非改めて指摘をしておきたいというふうに思っています。

私自身は、国民の皆さんが本当に安心する、あるいは安全性が担保できたというふうに納得をする、そのためには、運転期間の設定の在り方については、現行ルールを短くすることはあっても、長くすることはないというふうに思うんですね。

規制委員会の運転期間に対する考え方は、先ほども御回答の中にありましたように、利用する側の政策判断というもので、運転期間について規制委員会とし

て物申すことはないということ、あるいは、運転期間は安全規制ではないという ことについてもこの間の会見の中で委員長がおっしゃっている。

そもそも、そこが国民の皆さんとの理解あるいは意識とのずれがあると思うんです。運転期間が安全規制と関係ないんだよということについて、国民の皆さんが、えっ、そうなのかというふうに疑問をお持ちになっている。そこが一番大きな乖離の原因でありますし、そのことに対して、今回の規制委員会の議論の在り方、結論の在り方については、その国民の皆さんの疑問を払拭をする明快なお答えになっていないんではないかというふうに私は思っています。

そもそも、物の劣化と直接関係が深い運転期間について、規制委員会はもう関与しないというそもそもの考え方についても私納得いっていないんです、実は。利用する側の政策で決めていいというふうに言ってしまって本当にいいのかというようなことを、大きな疑問を持っているということをあえて付け加えておきたいというふうに思います。

その上で、法の立て付けのところでございますけども、法の立て付けは必ずし も利用する側だけで政策で勝手に決めていいよというふうにはなっていなかっ たんではないかというふうに思うんです。

法案提出を合わせなければならなかった、今回のことでいうとですね、そのデッドライン、法案提出締切りのデッドラインを意識せざるを得なかった、これもこの間の会見の中で委員長おっしゃってあるところでございます。

電気事業法だけが先に行くと高経年化した原子炉の安全規制に支障が出る可能性があった。だから、結論を急ぐ必要があった。そして、そのことが委員会の議論の進め方、結論の出し方にまで大きな影響を及ぼした。利用政策の側と規制する側の議論を同一のスピード感あるいは日程感にしなければならなかったことで委員会の議論が窮屈になった、そういう側面があったんではないかというふうに思うんです。そして、最終的には、同一のスピード感では本来あるべき姿で結論を出すことができなかった。議論を整わすことができなかった。

だとしたら、同一のスピード感はやっぱり難しい、規制委員会としての議論は どうしても、十分に、四か月、九回やったけども、もっと丁寧な、もっと時間を 掛けた議論が必要だというふうに言うことはできなかったか。規制する側とし て、推進する側に先に決めるなというふうに言うことはできなかったか。そのこ とは、私自身大きな疑問としてあります。そして、それは、運転期間に対して規 制委員会が口出しをすることではないはずなんです、先に決めるなと言うこと は。その点について、是非改めてお尋ねをしたいというふうに思っています。

大きな方針転換であるからこそ、規制委員会としてより丁寧に、慎重に議論を 進める、国民の皆さんに不安を抱かせることなく、誰もが納得する中で結論を得 る必要があった。しかし、推進する側の都合と日程感に引きずられたために、逆 に不信と不安が生まれている、増大をしているんではないか。

その点についての受け止めも含めまして、推進側にそのような働きかけを行った事実がまずはあるかどうか、そして、なぜ行わなかったかという点について、お答えをいただければというふうに思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 お答えいたします。

基本方針が検討されたGX実行会議は原子力を含めたエネルギー利用の在り方について議論を行うための会議であることから、私が構成員として議論に参画したり何か働きかけを行うことは、原子力規制委員会の独立性、中立性を確保する上で適当でないと考えております。

一方で、GX実行会議等での検討結果、原子力発電所の運転期間に関する定めがどのようなものになろうとも、原子力規制委員会としては高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を厳格に実施できるように必要な検討を進めてきたところでございます。

○鬼木誠 やっぱり今の点が擦れ違うんですよね。おっしゃっていただいたように、独立性、相互の独立性を担保をしていくために、働きかけることは、行うのは適当ではないというふうにおっしゃいますけども、先ほど来お話をしておりますように、規制する側、そして推進する側の同一的な歩調の中で拙速感ある議論になってしまったんではないかという意見あるいは疑念に対するお答えには私はなっていないなというふうに思っています。

今般の原発政策あるいは規制の大転換というものを、冒頭申し上げました、ふるさとを奪われながらも歯を食いしばって今なお復旧復興に努力をしている福島の皆さんがどういう気持ちでお受け止めになっているか、そのことに対して政府も規制委員会も是非思いを寄せていただきたいというふうに思っています。

繰り返しになりますけども、規制委員会の今回の議論経過と結論は、規制委員会の在り方、そして規制そのものへの信頼を大きく損ねるものになりかねないと、そのような懸念を抱いています。委員長自身にそのような御認識があるのかどうかということを是非お尋ねをしたい。そして、一旦生じた不信を払拭をする、信頼を回復をするためには相当な時間が掛かる、努力は必要だというふうに思います。そのことも含めまして、いま一度委員長から御発信をいただければと思います。

〇山中伸介 原子力規制委員会委員長 繰り返しにはなりますが、原子力規制委員会の役割は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえまして規制の継続的な改善を図ること、具体的には、科学的、技術的な観点から基準を定め、個々の施設がその基準に適合しているか否かを審査し、検査を通じた監視等を行うことに尽きると考えております。

そのため、今回、GX実行会議等で検討された結果、原子力発電所の運転期間

に関する定めがどのようなものになりましょうとも、高経年化した発電用原子 炉の安全規制を厳格に実施することができるよう、原子力規制委員会において、 四か月以上の期間を掛けて九回にわたり五人の委員で議論を行い、法律に定める制度について決定をいたしました。

その過程において、公開の場で議論を行う中で、科学的、技術的な観点のみならず、それぞれの委員から反対を含む様々な意見をいただきました。議論を行った結果として原子力規制委員会は決定をさせていただきました。

今後とも、繰り返しにはなりますが、新たに立ち上げた検討チームにおいて、 具体的な新しい制度の運用方法、あるいは劣化についての技術的な詳細につい て、また高経年化した原子力発電所についての劣化の審査基準について、委員皆 参加の下、公開の場で国民に分かりやすく丁寧に議論を継続してまいりたいと 考えております。

○鬼木誠 ありがとうございます。

最後におっしゃった、高経年化した原子炉をどういうふうに今後チェックを していくのか、そのことの議論が十分に調っていないということに対する違和 感というのが、先ほど委員の言葉として紹介をさせていただいたものでござい ますし、設計の古さということについて今後どうやって判定をし、基準の中に盛 り込んでいくのかと、そのような課題についても、この間、委員長の方からも発 信をいただいているところでございます。

改めまして、福島を絶対に忘れないという強い決意の下規制に臨んでいらっしゃる、あの原発事故を風化させないためにも、そして復旧復興に向けて努力を続ける皆さんに応えるためにも、国民の意識との乖離があるということについては十分に留意をいただいて、独立性、そして透明性を堅持をして、厳正な原子力規制を続けるという規制委員会の任務を全ういただくことを切にお願いをしたいというふうに思います。

最後に、原子力発電の研究開発についてお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど来、GX実現に向けた基本方針の関係の御発信いただいているところでございますが、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発、建設に取り組むというようなことが基本方針に盛り込まれている。そして、次世代革新炉として、革新軽水炉、小型軽水炉等々の名前が挙げられている。一番実用化に近いものとしては革新軽水炉、二〇四〇年頃までにはというような記載もある。

ただ、この革新軽水炉につきましては、昨年十二月六日の日経新聞においては、 革新や次世代という言葉の位置付けが曖昧というような指摘がなされている。 国際大学副学長の、次世代革新炉と呼ぶものの中には既に実用段階にある技術 も含まれている、本当に次世代と言えるかどうか疑わしい、言葉のお化粧ではないかというコメントが紹介をされ、さらには、次世代というふうな呼び方、あるいは革新軽水炉と、とりわけ革新軽水炉と呼ぶことについて、経産省の幹部の方が、三菱重工の言葉をそのまま使っているというふうにお答えになった、東京新聞の報道にあるとおりでございます。

この革新軽水炉について、まあ革新と呼ぶほどのものではない、単に安全性を高めた軽水炉でしかないんではないかというふうに私は捉えているところでございますけれども、この革新軽水炉の革新とは一体何を指しているのか、あるいは次世代と呼ぶほどの時代を画す、そのような新しい技術なのか、その点についてお答えをいただければというふうに思います。

〇山田仁 資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官 お答えいたしま す。

革新軽水炉につきましては、耐震性を向上させる半地下構造や、万一の際に炉 心溶融を自然冷却させるコアキャッチャー、人や電力を介在させずに燃料冷却 が可能な受動的安全システム、万が一のとき、万一のときに放射性ガスを分離、 貯留する機能など、これまでの軽水炉にはない新たな安全メカニズムを盛り込 んだものと整理をいたしております。

今委員御指摘のございました、海外でこうした機能の一部の要素が先駆的に 導入されているものもあるというふうに承知をしておりますけれども、開発中 の次世代革新炉ではこうした知見も踏まえながら、安全メカニズムをより先進 的で幅広い、幅広い事象に適用されるものとすべく、技術的な検討を進めている ものと承知をいたしております。

○鬼木誠 ありがとうございました。

従前の軽水炉よりは安全を高めているというようなことについては理解をしました。ただ、それが本当に革新的あるいは次世代というふうに呼べるものなのかということについては、まだ疑念があるということはお伝えをしておきたいというふうに思います。

私が心配をするのは、この革新という言葉あるいは次世代という言葉を使うことによって、何か画期的な新技術に基づく新たな原子炉による新時代の原子力発電所が幕開けをすると、そういうイメージを国民の皆さんが抱いてしまうこと、あるいは、バラ色の未来がもうすぐそこまで来ているというふうに誤った未来を想起してしまうこと、そのことが怖いんです。逆に言うと、そういう狙いがあってあえて次世代あるいは革新という言葉を使っているんではないかと、国民をミスリードする、そういうことも狙いの一つにあるんではないかというふうに思えてならない。そのことをお伝えをしておきたいというふうに思います。

そして、その先には新たな原発安全神話という虚構の再構築というものにつながっていくおそれがある、そのような強い疑念と懸念を持っているということを重ねお伝えをして、私の質問を終わらさせていただきたいと思います。 ありがとうございました。